

政府備蓄米の無償交付(こども食堂、こども宅食への支援)

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、**学校給食の補完機能を果たす「こども食堂」**に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、**子育て家庭に食材を届ける「こども宅食」**の取組が拡大しています。
- 学校給食における**ごはん食の拡大を支援**してきた**無償交付制度**の枠組みの下、**こども食堂等やこども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援**します。

事業内容

〔こども食堂〕

- **ごはん食を提供するこども食堂(食事提供団体)の取組**に交付。
- **食事提供を行う場所で、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。**(食事提供団体ごとに、一申請当たり120Kgを上限に交付)

〔こども宅食〕

- **食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(食材提供団体)の取組**に交付。
- **ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。**(食材提供団体ごとに、一申請当たり450Kgを上限に交付)
- **交付対象者 ※以下の要件を満たした団体**

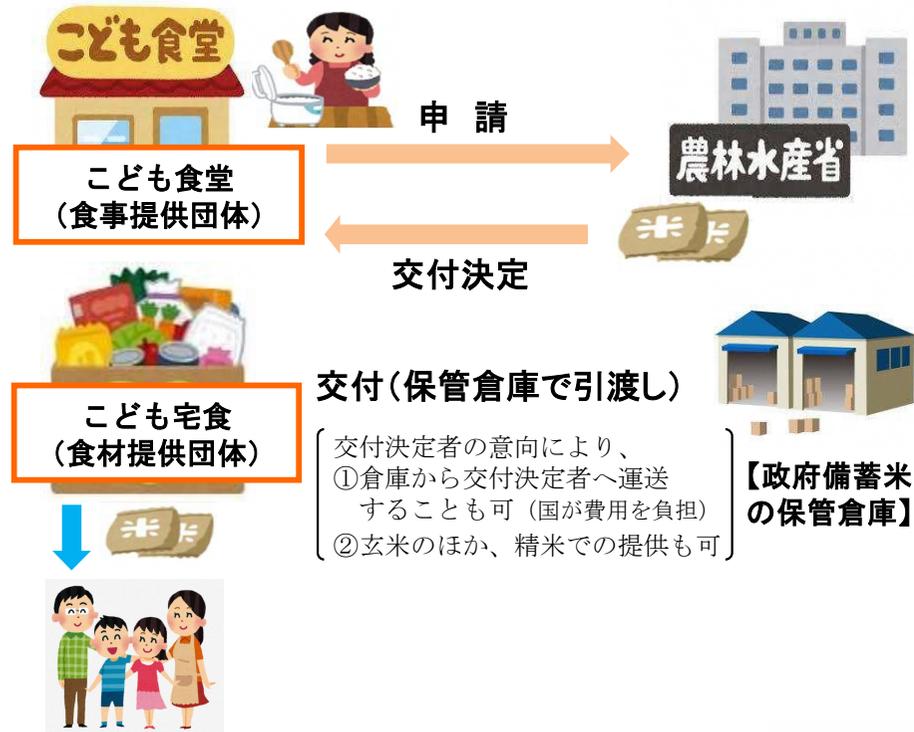
- ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
- ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

申請方法

- 農林水産本省又は地方農政局等へ申請。

- ※ 中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能。(交付は、各食事提供団体等に対して直接交付。)
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの活動単位での申請が可能。

事業スキーム



※本事業の内容については、以下までお問い合わせください。
 申請様式等、詳しくはこちら▶▶



お問い合わせ先

担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653